

4月1日以降の市立学校の教育活動について

この度、文部科学省より令和5年3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」が発出され、同通知において、4月1日以降の新学期におけるマスク着用等の考え方が示されました。

これに伴い、4月1日以降の市立学校の教育活動につきましては、次の点に留意した上で、実施してまいりますので、お知らせします。

1 基本的な考え方

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を実施します。
- ・基本的な感染防止対策を実施し、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等を実施します。
- ・感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染防止対策を講じます。

2 マスクの着用について

- ・学校教育活動に当たっては、児童生徒及び教職員に、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・児童生徒へ教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。同様に、教職員に対してマスクの着脱を強いることのないようにします。
- ・混雑した公共交通機関の利用時や、医療機関や高齢者施設等の訪問時には、状況に応じて、マスク着用を推奨します。
- ・児童生徒の間にマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。

3 入学式等について

- ・入学式等の儀式的行事においても、児童生徒及び教職員、保護者、来賓等にマスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱、「呼びかけ」などを実施する時には、換気を徹底し、児童生徒間に十分な距離を確保して行います。
- ・来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で実施します。感染対策を理由とした参加人数の制限は不要とします。
- ・風邪症状等の体調不良者については出席できないことを事前に周知します。

4 市立高等学校について

- ・時差通学を取りやめ、通常の登校時間に戻します。

5 学校施設開放について

- ・マスクの着用を求めないことを基本とし、基本的な感染対策を講じた上で、学校施設の開放を継続します。

6 わくわくプラザについて

- ・学校における対応に準じた上で、マスクの着用を求めないことを基本とし、引き続き基本的な感染対策を実施します。

【問合せ先】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 吉村

電話：044-200-3318

(保健管理に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 村石

電話：044-200-3292

(学校施設開放に関すること)

川崎市教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課 二瓶

電話：044-200-1305

(わくわくプラザに関すること)

川崎市こども未来局青少年支援室 柳原

電話：044-200-2670